

相・続・通・信 第28号

新しいHPができました！

相続 松本

検索

「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成26年8月

松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上13-6

☎：0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

FAX:0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田292番地

☎：0120-49-1322

TEL:026-223-1322

FAX:026-291-4163

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町2-14-2 アダージョ2 1F

☎：0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

家計が潤う！
社会貢献できる！

ふるさと納税



今回は、最近テレビでも取り上げられ知名度が上がっている「ふるさと納税」についてご紹介します。ふるさと納税とは、2008年に創設された制度です。納税とは違い、自分の好きな「ふるさと」を選んで寄付出来ることに加え、各自治体から送られてくる「特産品・特典」のレベルの高さと種類の豊富さで、注目度が急上昇しています！

ふるさと納税の魅力は？

特産品がもらえる！

ふるさと納税をすると、右の例のように、特産品や工芸品等、各地域のお礼の品がもらえます。自分が食べたいと思う特産品から選ぶこともできるので楽しみながら寄附ができます。

寄附した寄附金の使い道を選ぶことが出来る！

観光事業・こどものための教育事業など、応援したい事業を自分で選ぶことが出来るのが大きな魅力です。

税金が控除される！

確定申告をすると、上限がありますが寄付金額のほぼ全額が所得税や住民税から控除されます。

好きな自治体に寄付できる！

「ふるさと」とは自分の出身地に限らず、全国どこでも、自分の好きな自治体に寄付を行えます！

複数の自治体から選べる！

寄付先はいくつでもOKですので、自分の寄付金額に合わせて複数の自治体に申し込めます！

いくらまで、ふるさと納税出来る？

実質負担額2,000円で出来るふるさと納税ですが、いくらまで寄付出来るかは、住民税の支払額によって変わってきます。まずは、毎年6月に届く「住民税決定通知書」を見て、自分がいくら住民税を払っているのかを確認してみてください。年間約60,000円以上支払っている方であれば、1万円以上の寄付が可能ですので、十分メリットがあります。みなさんも、家計も潤い、社会貢献にもなる、ふるさと納税を活用してみませんか？詳しくは、税理士法人成迫会計事務所職員が分かりやすくご説明致します。ご興味のある方は、税理士法人成迫会計事務所 担当：依田 TEL:0263-33-2223 までご連絡下さい。

寄附金10,000円のお礼の一例

滋賀県草津市
近江牛300g

北海道当麻町
お米セット



相続手続支援センター®

～相続の現場から～

先日、亡くなったお父様の戸籍を持って不動産の名義変更の手続きをしたいとご相談に見えたお客様がいらっしゃいました。相続人の確認をするため、お持ちになった戸籍を拝見させていただいていると、お父様には前婚があり、相談者であるお客様には母親の違う兄弟がいることが判明しました。お客様もその戸籍を見るまではその兄弟の存在すら知らなかったとおっしゃっていました。今後は、この母親の違う兄弟の方の戸籍をたどって連絡を取り、お父様に相続が発生していることや、お手続きにご協力いただきたいことなどをお話ししていくことが必要となり、当初スムーズにできると思っていた不動産の名義変更のお手続きが、労力と時間のかかる大変なものとなってしまいました。このようなことがあると相続の時に家族がとても困ることになります。さらに、ご本人が亡くなった後に知ったとなると、なおさらです。

では、このようなことを事前に防ぐにはどのような対策が必要なのでしょうか・・・？

弊センターでは、「**エンディングノート**」の活用をお勧めします!!!

「エンディングノート」には、家係図を記入できるページがあります。こちらを完成させるために戸籍をたどっていくと、今まで知らなかった自分のルーツがわかると同時に、相続人の把握ができます。すると前述のケースのように相続の際に困ることなく、慌てずに済みます。戸籍はご自身の出生に関するものでしたら、さかのぼって取得できますので、これを機会に市役所にて戸籍を集めてみてはいかがでしょうか？

そもそも「エンディングノート」とは、ご自身の人生を振り返り、財産や思い出などを整理できるツールです。ご自身に万が一のことがあっても、ご家族がこのエンディングノートを見ることで手続きをはじめとした、様々な場面で助かると思いますし、ノートの作成中は、これまでなかなか面と向かって話にくい問題も家族とじっくり話せるきっかけになると思います。

また、近頃、あちこちで耳にする「終活」をするきっかけとしても、ぜひご活用されてみてはいかがでしょうか。

弊センターでも、1冊 540 円で販売しておりますのでお気軽にお問合せ下さい。



相続豆知識

Q. 申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかったら？

Q1 申告期限において遺産が未分割の場合の相続税申告はどうなるの？

A1 相続人が民法に規定する相続分（特別受益を加味）で相続したものと仮定して、申告・納税をすることになります。その後遺産分割が完了した場合には、実際に相続した財産に応じて相続税の再計算を行い、各相続人が修正申告（追加で納税すること）又は更正の請求（既に納税した税額の還付を受けること）をすることができます。更正の請求をする場合には遺産分割が完了した日の翌日から4月以内に更正請求書を提出しなければなりません。

Q2 申告期限において遺産が未分割の場合のデメリットは？

A2 申告期限までに分割されていない財産については「配偶者に対する相続税額の軽減」と「小規模宅地の特例」の規定は受けられません。協議がまとまればこの規定の適用が受けられる場合は、一旦多めに納税をすることになります。申告期限後にこの規定の適用を受けて税金を還付してもらいたい場合には、原則として申告期限から3年以内に遺産分割が完了して、さらに遺産分割が完了した日の翌日から4月以内に更正請求書を提出しなければなりません。

